

第238回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

令和3年10月20日

目次

番号	議題 番号	都市名	件名	頁
1	4391	座間市	座間都市計画公園の変更（7・5・1号谷戸山公園）	1

議第 4391 号

座間都市計画公園の変更

都計第 1257 号

令和 3 年 10 月 20 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 高 見 沢 実 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

座間都市計画公園の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

座間都市計画公園の変更(神奈川県決定)

都市計画公園中 7・5・1 号谷戸山公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
特殊公園	7・5・1	谷戸山公園	座間市入谷 東一丁目	約 32.3ha	自然観察園、展望園地、 緑陰広場、多目的広場、 ビジターセンター、駐車 場、駐輪場等

「区域は計画図表示のとおり」

理由 別添理由書のとおり

理 由 書

7・5・1号谷戸山公園は、座間市の中央部に位置し、現存する樹林地や湿原地、そこに生息する動植物群を保全し、自然とのふれあいの場及び自然生態観察の場を提供するため、昭和63年1月に都市計画決定された面積約32.1haの特殊公園（風致）です。平成5年に区域の一部が開園されて以降、順次拡大が行われ、現在約30.6haが開園されています。

本公園は、「座間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、緑の保全・再生を図ること、防災機能を持ち合わせた公園の整備を進めることとされています。また、「座間市都市マスタープラン」において、緑の拠点に位置付けられ、緑地空間の保全や市民の余暇活動の場として活用することとされています。

本公園の北側に接する3・4・5号座間南林間線に関しては、座間市の東西方向を結ぶ延長約5,880mの主要幹線道路であり、「座間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設に位置付けられています。また、令和2年9月に開通した圏央道「厚木PAスマートIC」へのアクセス道路としての機能を早期に発現させることが望まれています。

今回、3・4・5号座間南林間線の未整備区間の事業化に向け、区域及び小田急小田原線との交差の構造が変更されることにあわせ、本公園について、レクリエーション機能や防災機能の充実を図るため、当該都市計画道路と一体的に区域の変更を行うものです。

また、本公園の長期未着手となっている区域等について、「県立都市公園における都市計画公園・緑地見直しの考え方」に基づいて行われた公園の見直し結果を踏まえ、区域の変更を行うものです。

新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
新	特殊公園	7・5・1	谷戸山公園	座間市入谷東一 <u>丁目</u>	約 32.3ha	自然観察園、展望園地、緑陰広場、多目的広場、ビジターセンター、駐車場、駐輪場等
旧	特殊公園	7・5・1	谷戸山公園	座間市入谷 <u>3丁目</u> <u>目地内</u>	約 32.1ha	自然観察園、展望園地、緑陰広場、多目的広場、ビジターセンター、駐車場、駐輪場等